

明初の僧道衙門

野上俊靜

蒙古人の建てた元朝を朔北に追ひ拂つて成立した漢人の明朝が、國內統治の方針として國粹的統制主義を採用したことは、極めて當然のことではあるが、かかる方針を遂行するには、まづ中央集權の實をあげ君主權の擴大強化をはかる必要があつた。明一代の制度は、實にそうした意圖のもとに組織立てられたものであつて、ために宋代より急激に增强された君主權は、明代に至つて益々擴充され、君主獨裁の風はいよいよその基礎を強固にしたのである。^①

右の如き明代の性格を考慮しつゝ、その宗教方面のことを問題にするならば、當時の宗教殊に佛教が、諸宗派競ひ立つ隋・唐佛教の絢爛さに比して、生彩を缺くこと

は一應認めるにしても、教團が大きな社會的存在であつた以上、明朝のこれに對する方策が極めて用意周到に樹立されたであらうこととは、容易に推定し得るところである。換言すれば、教義の發展に於ては到底隋・唐に比し得べきものでない明代の宗教も、朝廷のこれに對する政策また制度の方面に重點をおいて考察する時、幾多の注目すべき意味をもつと思はれるのである。

なほ、明代に關する研究に於いて、忘るべからざることは太祖のもつ單要性である。凡そ創業の君主の意圖がよくその王朝一代の性格を規定することは、常に認められる現象ではあるが、明に於いては特にその感が深い。明の太祖朱元璋は武力を以て天下を取り、法を以てこれを治めんとした。そして、太祖によつて定められた法律・制度は、明一代を通じて祖法として尊崇され墨守され

て、殆んど變革されることはなかつた。従つて宗教政策・宗教制度の究明に當つても、先づ太祖のそれを考察することが、問題の核心をつくことゝなり、また效果的である。加之、太祖は貧に生れて一時身を桑門におき元末邪教たる白蓮教の大叛亂を巧みに利用して天下に號令するに至つたのであるから、教團内部の情勢を熟知してゐるに筈である。それだけに又彼の宗教に對する方策は適切且辛辣であつたわけである。

太祖の宗教に對する態度は、高僧知識を優遇して名刹に盛大なる法會を營んだ如き尊崇保護策の外に、具體的には、僧道の衙門を設置して教團の統制をはかつたこと

・度牒の制度を嚴格にしたこと・僧侶に戒律を重んぜしめたことのほど三つに分けて考へ得るが、今こゝでは第一の僧道衙門に就いてのみ論述する。

二

『實錄』によれば、太祖は即位の年即ち洪武元年(一三六八)正月、佛教・道教の統領機關として、夫々善世院・玄教院を設置した。② そして佛教統領機關たる善世院は國都

南京の大刹天界寺におられたのである。

天界寺は元の文宗が金陵(京)の潛宮を改めて佛寺となしたもので、初め龍翔集慶寺と稱せられてゐたが③、明の太祖によつて天界寺と改名されたのであり、爾來、明朝廷より保護尊崇を受けること厚く、南京の大刹としてその佛教界に於ける地位極めて高いものがあつた。さて、善世院には統領・副統・贊教・紀化などの官員が定められたといふ④。長官たる統領には僧慧曇が任せられたことは明瞭であるが、副統以下の人物は全く不明である。

慧曇(一三〇四—一三七一)は元末明初の有名な禪僧である。俗姓は楊氏、字は覺原、浙江天台の人。年十六にして出家し初め律を修めたが、のち禪に志してその奥義を究め、元末牛頭祖堂・清涼廣慧禪寺などに住し、名聲帝師にさこえて淨覺妙辨の號を授けられたといふ。明の太祖業を創むるや、その偉才を賞して、詔して大天界寺に住せしむるところにも法會を修せしめ、善世院の開設となるや、その初代の統領に選ばれて從二品・演梵善世利國從教大禪師を受けられ、全佛教界を統ぶるに至つたのである。

洪武三年(一三七〇)命を受けて西域に使したが、翌四年九月病を得て旅行の中途に没した⑥。慧曇の没後、誰が統領の任に選ばれたかは明瞭でないが、やがて明の本格的な佛教統領衙門たる僧錄司が設置されるまで、ともかくこの善世院は天界寺に存續して、全佛教々團に指令してゐたのである。逆に云へば、善世院は次ぎに述べる僧錄司の前身であるとともに、前代元朝の佛教統領の官府たる宣政院制度を踏襲するものにして、兵馬倥偬の間にあつた太祖が、全く一時的便法として設置した官署に外ならない。それは恰も元朝の中央官府たる中書省の制度をそのまま踏襲して、太祖が洪武元年同じく中書省を設置し、おもむろに想を鍊つては、やがてこれを廢止して、その下に屬した六部を夫々獨立せしむるといふ明朝獨特の制度が出現したのと、全く軌を一にするものと云はざるを得ない。

三

善世院・玄教院はやがて明の本格的な僧道衙門たる僧錄司・道錄司に變遷された。僧錄司・道錄司は、洪武十

四年(一三九二)六月廿四日その組織が規定發布され、翌十五年四月廿二日具体的に官員の任命があり、同廿五日その職務の分限が規定せられて施行せられた⑥。

思ふに、明に於いては、洪武十三・四年頃より諸種の制度が整備せられてくるのであつて、例へば、行政の中央官府の組織について、中書省が廢止せられ六部が夫々皇帝に直屬するといふ明一代の定制になつたのは、洪武十三年のことであり、更にこの制度の圓滑なる運用のために、大學士顧問の制度の設置されたのが洪武十五年のことである。今は一例を擧げたに過ぎないが、ともかく僧道二錄司の設置は、かかる制度の整備せられてゆく線に沿うて行はれた事實であることを忘れてはならない。僧錄司の設けられた場所は云ふまでもなく天界寺である。尤も天界寺は洪武廿一年(一三九八)二月災火を蒙つて一時その機能を停止したから、僧錄司は天禧寺に遷されたのであつて、このことは『實錄』にも見えてゐる。

天禧寺また南京の大刹にして然もその歴史は古い。傳ふるところによれば、江南最初の佛寺と云はれる吳の孫權所建の建初寺がその始めであるといふ。晉の初め長干

寺と改名されて復興し、南朝を通じて國都の名刹として榮えたが、五代南唐の時すたれ、宋の眞宗天禧年間（一〇二一）天禧寺と改名され、以て明代に至つたのである。されどその間元末の兵火にかゝつたから、明の太祖は洪武廿一年その修理を行ひ、三代目の成祖また永樂十年（一四二四）梵宇を建てゝ名を大報恩寺と賜ひ、爾來この寺名を以て傳えられた⑧。

而して僧錄司は、その後遷移されたことが記録に見えないから、少くとも永樂十九年（一四一九）に於ける北京遷都及びそれに従つて行はれた中央諸官府の同地移轉までは天禧寺即ち報恩寺にあつたものと推定される。北京遷移後は初め大興隆寺におかれだが、のち大隆善寺に移された⑨。

四

洪武十五年に施行せられた僧錄司・道錄司の組織は次ぎの如くである。

僧錄司

道錄司

善世（正六）二員左善世

正乙（正六）一員右正乙

闡教（從六）二員左闡教 演法（從六）二員右演法

講經（品八）二員左講經 至靈（正八）二員左至靈

覺義（從八）二員右覺義 玄義（品九）二員左玄義

地方の府・州・縣には、佛教關係官署として、僧綱司

・僧正司・僧會司を、道教關係官署として、道紀司・道

正司・道會司を設け、僧綱司には都綱（從九）副都綱を、

僧正司に僧正を、僧會司には僧會を任じて職務を遂行せしむることとした。道教の方もこれと全く同一であつて

道紀司に都紀（從九）・副都紀、道正司に道正、道會司に

道會がおかれる規定になつてゐたのである。そして、府

に設けられた僧綱司・道紀司は、州・縣にある僧正司・

僧會司乃至道正司・道會司を監督し、且中央の僧錄司・

道錄司の指令下にあつた。僧錄司・道錄司は云ふまでもなく、明の中央行政官府の一たる禮部に隸屬すべきものであつた。

かくの如き畫一的な僧道衙門の組織のうちに、明の制度の性格が明瞭に現れてゐると私は思ふ。即ち、佛・道二教團に對する天子の指令は、禮部を通じて僧錄司・道

錄司に傳達され、それより地方府の僧綱司・道紀司に下
令され、更にその下の州・縣の僧道正司・僧道會司に達
して末端に及ぶといふ秩序整然たる中央集權的組織にな
つてゐたもので、これ全く太祖の企圖した方針をそのま
ま示してゐるものに外ならない。加之、それは元代以前
には嘗つて見ざる完備の制度であつた。

なほ、官員の規定に於いても亦明の特徴が明白に現れ
てゐる。即ち、僧錄司・道錄司のそれ／＼の最上位の官
たる善世・正乙は勿論のこと、それ以下の官職にも必ず
左右二員をおいてゐることであつて、これは互ひに相牽
制しあつて一人に権力の集まることを極力避けたもので
ある。換言すれば、僧錄司道錄司は教團に對しては全く
中央集權的な存在であつたが、その内部は一人の長官の
獨裁を許さない巧妙な仕組みになつてゐたのである。か
うしたことは明の諸制度によく見受けられる現象であつ
て、一例を國家の重要な官府の一たる都察院について
見るに、監察の責に任ずる都察院には、都御史・副都御
史・僉都御史などの官職があつたが、その各々に左右二
員をおく規定になつてゐたのである。洪武廿四

いづれにしても、僧道衙門たる僧錄司・道錄司の組織
のうちに、明朝制度の性格が確認される。

五

洪武十五年四月廿二日、僧錄司の官員に任せられたも
のは次ぎの如し。

| | |
|---------|---------|
| 左善世 戒資 | 右善世 宗泐 |
| 左闡教 智輝 | 右闡教 仲義 |
| 左講經 现太朴 | 右講經 仁一初 |
| 左覺義 來復 | 右覺義 宗璵 |

右のうち、左善世戒資は傳あきらかでない。たゞ僧錄
司が天禧寺に遷されて以後、左善世の職にあつたものは
弘道といふ人であつたから^⑩、戒資在任の期間は天界寺
に於ける僅か五・六年であつたと推定される。

宗泐（一三一八—）字は季潭、全室禪師と號す。臨海（浙江）
の人、俗姓は周氏、十四歳にして出家し、佛學を研
究し心經・金剛・楞伽の三經に箋釋を加へ、また西域に
求法しては經典をもたらしたといふ。太祖の殊遇を受け
ては天界寺に住して右善世となつたのである。洪武廿四

年七十四歳を以て寂した^⑫。

左闡教の智輝・右闡教の仲義ともに傳あきらかでない。

左講經の玘太朴（璞）とは僧如玘のこと、字は具庵、太璞とはその別號である。杭州演福寺に居り、學廣くして内外に亘り、太祖の命により天界寺に來つて左講經に任せられたのである。洪武十八年（一三八五）十一月寂した^⑬。右講經仁一初とあるは僧守仁のことなるも傳は判明しない。

左覺義の來復については『稽古略續集』卷二に簡単な傳が見ゆる。字は見心、豫章（南昌）の人、儒術に通じ詩文をよくした。名士と交遊して宗泐とともに文僧としてその名高く、太祖に召されたわけであるが、のち帝の意に忤つて刑せられたといふ^⑭。右の記載は洪武十八年の條下にあるから、この年に死んだものとすれば、彼の左覺義在任期間は僅かに三年有餘にすぎない。

右覺義の宗泐は、俗姓毛氏、幻夢と號し、臨海の人。天界寺に居住し、笑隱訴禪師の法嗣といふ。傳は『增集續傳燈錄』卷五に見ゆるも、記載極めて簡略にして殆んど

参考し得るところがない。

なほ、右の善世以下官員の職務分擔は明瞭に規定せられてゐた。即ち、左善世戒資は印を掌り、右善世宗泐は印を封するさだめとなり、且戒資は衆僧の坐禪を提督し教門の事を管領することゝなつてゐた。左右闡教たる智輝・仲義はともに坐禪を督修するものにして、左右講經たる如玘・守仁はその職名の如く經教を發明するのがその任務であり、左右覺義たる來復・宗泐はともに僧侶の行動職分を取締る云はゞ監察の如き任務をもつとゝもない。

天界寺に納入される錢糧・布施及び財物を掌ることゝなつてゐた。そして、考試度僧の場合は、此等の官員が一同會合して議し、以てその實を具して奏聞する規定となつて居り、度僧に於ける最後の決定權は、法文上明かに皇帝の掌中にあつて、僧錄司の官員に掌握されてはゐなかつた。

右の如き僧錄司官員の職務規定のなかにも、明の太祖の方針・明の制度の性格がまた明白に認められるのである。

之を要するに、君主權の徹底的強化をねらひ、中央集權的國家の建設を企圖した明の太祖は、當時社會的に大きな存在であつた宗教々團の統制をはかつたのであつて即位とゝもにすぐさま善世院・玄教院を設置して佛教・道教を統領せしめたが、やがて洪武十五年、明の本格的な僧道衙門たる僧錄司・道錄司制度を確立して、天下の寺院・道觀及び僧尼・道士をすべて中央の一官署に統領せしむるとゝもに、全國畫一的にその下部の官署をも定めたのである。明朝が全領域に網の如く張られたこの僧道衙門の組織を如何に運用し、如何なる指令を發して教團の統制をはかつたかは、極めて重要な問題であるが、

それは改めて論することとして、ともかく、かゝる僧道衙門の制度そのものゝなかにも、明朝のもつ性格が明白に觀取されることを私は主張する。

註①明の性格を知らんとするには、田村實造博士「明の時代性について」(『史料』三〇・二)といふ適切なる研究がある。教示を受けたところ多し。

②「太祖實錄」洪武元年正月庚子の條に

立善世院。以僧慧曇領釋教事。立玄教院。以道士經善悅爲真人。領道教事。

とある。明の宋濂撰「覺原曇禪師誌略」には

洪武元年戊申春三月。秋視從二品。持授師演梵善
世利國崇教大禪師。住持大天界寺。統諸山釋教事。

とあつて、善世院の開設は三月となつてゐるが、今は「實錄」による。

③元の虞集撰「龍翔集慶寺碑」(『道園學古』)

④明の宋濂撰「送覺初禪師還江心序」(『宋學士全集』)

(補遺卷二) 及我皇上正位宸極。隆興佛乘。開善世院於大天界

寺。置統領。副統。贊教。紀化等員。海內諸名山悉隸之。
とある。参考すべきものである。

⑤慧曇の傳は、「稽古略續集」(『續燈存稿』六・五燈嚴燈二卷二などに見えてゐる。前記「覺原曇禪師誌略」は勿論参考すべきものである。

⑥僧錄司・道錄司設置の年次については、「實錄」その他諸資料の記載必ずしも一致しない。清水泰次氏は精緻な考證をなして洪武十五年と決定され(同氏著「明代佛道統制二・附和十」)。龍池清氏またこの説を支持されてゐる。

⑦「太祖實錄」洪武廿一年二月甲戌の條に
天界寺災。遷僧錄司於天禧寺。先是設僧錄司于天界寺。至是以寺災遷之。

とある。又「欽錄集」(『金陵梵刹』)にも、

洪武二十一年戊辰、遷僧錄司於天禧寺、試經度僧

給與度牒。

とある。大報恩寺關係の文献は、『金陵梵刹志』卷三に集録され

てゐるから極めて便利である。

(9) 僧錄司についてのみ述べたが、道錄司は朝天宮におかれ

たのである。

(10) 「欽錄集」(『金陵梵刹』)・『稽古略續集』卷

(志)卷二に

前記「欽錄集」に

洪武二十一年三月十四日僧錄司左善世弘道等云々と見ゆ

(12) 「稽古略續集」卷一「續燈存稿」卷一「五燈嚴統」卷二などに傳

が見ゆる。『金陵梵刹志』卷一に收むる「釋宗泐傳略」ま

た参考すべきものである。

(13) 「明高僧傳」卷

三に

前記「欽錄集」二に

士皆與之交。與文僧宗泐齊名。上聞召見之。後以賦

詩忤上意。被刑。有蒲菴集行世。

とある。なほ、來復の處刑は、彼の作つた詩に「殊」な

る文字が用ひられてゐるところから、太祖の逆鱗にふれ

たによること、「廿二史劄記」卷三明初文字之禍の條に

詳しく見えてゐる。

(15) 前記「欽錄集」及び「稽古略續集」卷などによる。

(四十八頁より續き)

六、眞宗溫古圖錄

數冊(以下逐次發行)

昭和十二年(七十三歲)

京都市伏見區深草藪内町四七眞宗溫故會

先生初め眞宗溫故會同人の手に成るものである。發行所、

昭和十二年(七十三歲)

一冊

七、蓮如上人遺文

一冊

昭和十二年二月一日、京都市下京區正面烏丸東、法藏館發行、菊版七五三頁。寫眞十六葉

八、法藏文庫蓮如上人集

一冊

昭和十四年(七十五歲)

一冊

昭和十二年十一月一日、京都市下京區正面烏丸東、法藏館發行、規格B六版二一六頁

昭和十四年(七十五歲)

一冊

昭和十四年(七十五歲)

一冊

昭和十四年九月五日、京都市下京區正面烏丸東、法藏館發行、規格B六版一八七頁

一冊

昭和十七年(七十八歲)

一冊

(昭和十九・八・一〇稿)